

# 令和2年7月豪雨による被災者に係る 医療・介護の一部負担金・介護サービス利用料免除等の措置の延長について

別添

現状	今後の対応	
<p>令和2年 7月～</p>	<p>令和2年 ～10月</p>	<p>令和2年 11月 ～ 令和2年 12月</p>
<p><b>1. 被保険者証の提示不要</b></p> <p>被保険者証を提示せずに受診可能</p> <hr/> <p><b>2. 窓口申告による支払い猶予</b></p> <p>要件に該当する被災をした旨を<b>窓口で申告</b>すれば 支払いが<b>猶予される</b></p> <hr/> <p><b>3. 支払いの免除</b></p> <p><b>国保・後期・介護</b>の被保険者※である 場合は支払いが<b>免除される</b></p> <p>※災害救助法が適用された全市町村に対応を要請し、対応する旨回答 があった保険者の被保険者。</p> <p>国保・後期・介護においては免除相当額に対し財政支援を行う。なお 特別調整交付金に設けている交付要件（国保・介護の場合3%、後期 は1%）は、本財政支援では設けない。</p> <p>(1～3は令和2年12月末までの措置)</p>	<p><b>措置の延長</b></p> <p>令和2年12月まで、 現状の1～3の措置を <b>延長（2か月間）</b></p>	<p><b>1. 被保険者証の提示</b></p> <p>医療機関等での窓口において <b>被保険者証の提示を必要</b>とする</p> <hr/> <p><b>2. 免除証明書提示による支払い免除</b></p> <p><b>令和2年度中は免除措置を継続</b></p> <p>※ただし、医療機関等での窓口において、 <b>免除証明書の提示を必要</b>とする。</p>

## 今後のスケジュール

- 10月12日：要請・意向確認依頼の事務連絡発出
- 10月16日：保険者の回答締切
- 10月下旬：方針をとりまとめた上で保険者へ周知



### <各県を通じて保険者へ依頼>

- ①令和2年11月以降の免除の継続を災害救助法適用市町村等に要請
- ②免除証明書発行が間に合わない市町村の申出確認